

神戸市療育センター
令和 7 年 度 事 業 概 要
(令和 6 年 度 実 績 報 告)

神戸市こども家庭局

総合療育センター・東部療育センター・西部療育センター

神戸市のホームページに、
「神戸市療育センター事業概要」が掲載されています。

【神戸市ホームページ】

ホーム ＞ 子育て・教育 ＞ 相談・窓口・施設 ＞ 療育センター

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/shien/support/ryouiku/index.html>



目 次

I 事業概要

[1] 基本理念	1
[2] 所在地・建物概要	1
[3] 沿革	5
[4] 組織	6
1. 組織	6
2. 従事者数	6
[5]療育センターの機能	7
1. 概要	7
2. 診療所の機能	8
(1)診療体制	8
(2)相談～診療の流れ	9
(3)診察	10
(4)検査	10
(5)リハビリテーション	10
(6)訪問支援	11
3. 児童発達支援センター	12
(1)機能	12
(2)沿革	12
(3)まるやま学園、ひまわり学園、のぼら学園	13
(4)あけぼの学園	15
(5)地域における障害児支援の中核的役割	18
4. 障害児相談支援事業	19
5. 障害児等療育支援事業	20
(1) グループ療育 (総合療育センター)	20
(2) 親子教室 (まるやま学園、ひまわり学園、のぼら学園)	20
6. 視覚障害児支援教室 (アイ・サポート教室)	21

II 令和 6 年度実績報告

[1] 総合療育センター	22
1. 診療所	22
(1)診察件数	22
(2)心理検査件数	22

(3)医学的検査件数	22
(4)リハビリテーション件数	22
(5)相談処理件数	22
(6)訪問支援	23
(7)新規患者の状況	23
2. まるやま学園	24
(1)在籍児童の状況	24
(2)卒園児童の進路	26
(3)主な行事の実施状況	27
(4)保育所等訪問支援の実施状況	27
3. あけぼの学園	28
(1)在籍児童の状況	28
(2)卒園児童の進路	28
(3)主な行事の実施状況	29
4. 地域における障害児支援の中核的役割	30
神戸市地域障害児支援体制強化事業の取り組み	30
5. 障害児相談支援事業	32
6. 障害児等療育支援事業	32
(1)グループ療育	32
(2)親子教室の実施状況	33
7. 視覚障害児支援教室	33
(1)実施状況	33
(2)支援対象児童の年齢構成	33
8. 実習生・ボランティアの受入れ	33
(1)実習生の受入れ状況	33
[2] 東部療育センター	35
1. 診療所	35
(1)診察件数	35
(2)心理検査件数	35
(3)リハビリテーション件数	35
(4)相談処理件数	35
(5)訪問支援	35
(6)新規患者の状況	36
2. ひまわり学園	37
(1)在籍児童の状況	37
(2)卒園児童の進路	39
(3)主な行事の実施状況	39

(4)保育所等訪問支援の実施状況	40
3. 地域における障害児支援の中核的役割	40
神戸市地域障害児支援体制強化事業の取組み	40
4. 障害児相談支援事業	41
5. 障害児等療育支援事業	41
親子教室の実施状況	41
6. 実習生・ボランティアの受入れ	42
(1)実習生の受入れ状況	42
(2)ボランティアの支援状況	42
[3]西部療育センター	43
1. 診療所	43
(1)診察件数	43
(2)心理検査件数	43
(3)リハビリテーション件数	43
(4)相談処理件数	43
(5)訪問支援	43
(6)新規患者の状況	44
2. のばら学園	45
(1)在籍児童の状況	45
(2)卒園児童の進路	47
(3)主な行事の実施状況	48
(4)保育所等訪問支援の実施状況	48
3. 地域における障害児支援の中核的役割	49
神戸市地域障害児支援体制強化事業の取組み	49
4. 障害児相談支援事業	51
5. 障害児等療育支援事業	51
親子教室の実施状況	51
6. 実習生・ボランティアの受入れ	51
(1)実習生の受入れ状況	51
(2)ボランティアの支援状況	52
Ⅲ 参考資料	
[1] 神戸市療育センター条例	53
[2] 神戸市療育センター条例施行規則	57

I . 事業概要

[1]基本理念

神戸市では、こどもの障害や発達の特성에応じた支援を行うため、市内 3 ヶ所に療育センターを設置し、障害児支援の充実に取り組んでいます。

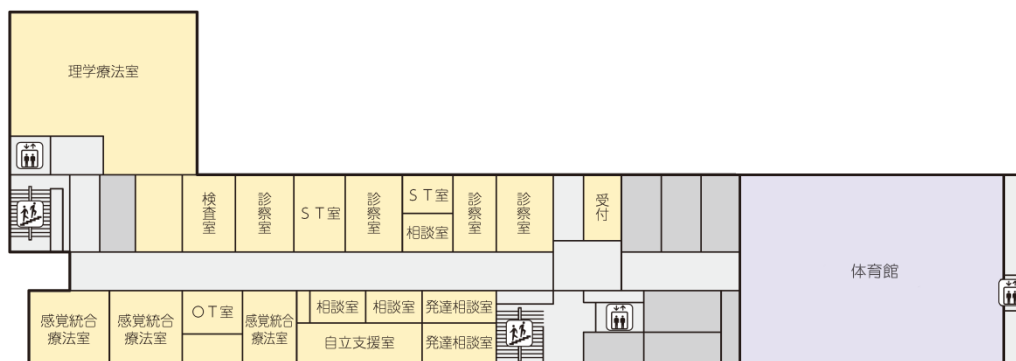
3 つの療育センターがそれぞれ関係機関とも連携しながら、こどもの障害の早期発見・早期療育の実現を目指します。

[2]所在地・建物概要

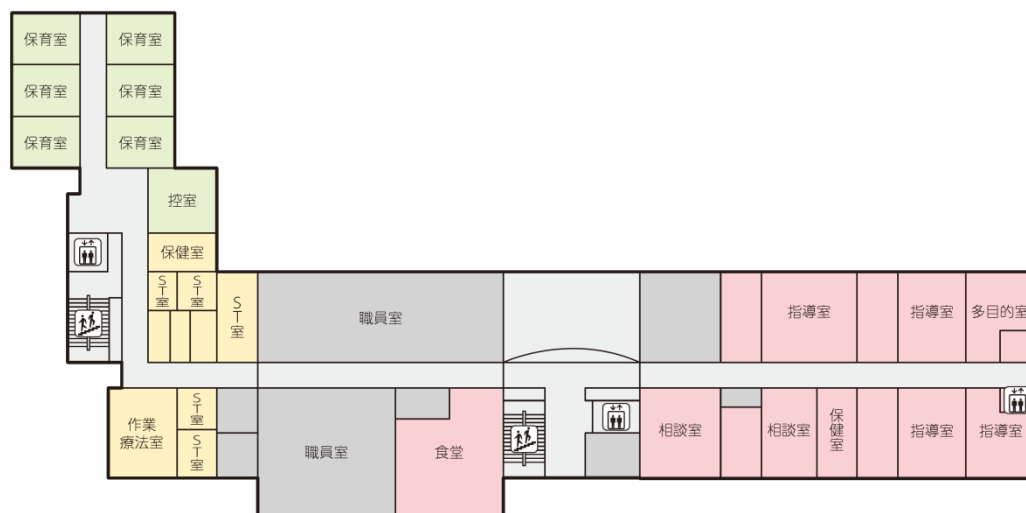
名 称	項 目	内 容
総合療育センター 〔平成 11 年 4 月開設〕	所 在 地	神戸市長田区丸山町 2 丁目 3 番 50 号
	電話番号	〔代表(診療所等含む)〕078-646-5291 〔あけぼの学園〕078-646-5295 〔まるやま学園〕078-646-5293(知的・発達クラス)・5294(肢体クラス)・5297(難聴児クラス)
	規 模	鉄筋コンクリート 3 階 延床面積:7,874 m ²
	設 置 施 設	①診療所:神戸市総合療育センター診療所 〔診療科目〕小児神経科、小児整形外科、耳鼻咽喉科 ②障害児相談支援事業所:神戸市総合療育センター ③児童発達支援センター:神戸市立まるやま学園 〔利用定員〕92 名(未就学児対象) 〔対象〕知的・発達障害児、肢体不自由児、難聴児 ④児童発達支援センター:神戸市立あけぼの学園 〔利用定員〕40 名(15～18 歳児対象) 〔対象〕知的・発達障害児
東部療育センター 〔平成 30 年 4 月開設〕	所 在 地	神戸市東灘区本山南町 8 丁目 3 番 4 号
	電話番号	078-451-7550(診療所)・7551(ひまわり学園)・7552(相談支援事業所)
	規 模	鉄筋コンクリート 3 階 延床面積:2,954 m ²
	設 置 施 設	①診療所:神戸市東部療育センター診療所 〔診療科目〕小児科、小児整形外科 ②障害児相談支援事業所:神戸市東部療育センター ③児童発達支援センター:神戸市立ひまわり学園 〔利用定員〕42 名(未就学児対象) 〔対象〕知的・発達障害児、肢体不自由児
西部療育センター 〔平成 27 年 4 月開設〕	所 在 地	神戸市垂水区高丸 8 丁目 11 番 14 号
	電話番号	078-708-0572(診療所)・0575(のぼら学園)・0573(相談支援事業所)
	規 模	鉄筋コンクリート 3 階 延床面積:2,550 m ²
	設 置 施 設	①診療所:神戸市西部療育センター診療所 〔診療科目〕小児科、小児整形外科 ②障害児相談支援事業所:神戸市西部療育センター ③児童発達支援センター:神戸市立のぼら学園 〔利用定員〕72 名(未就学児対象) 〔対象〕知的・発達障害児、肢体不自由児

総合療育センター建物配置図

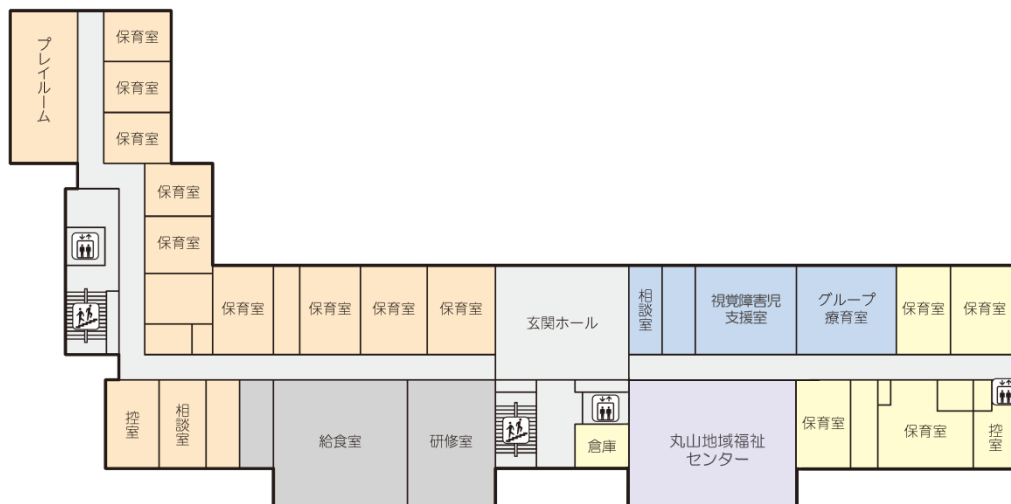
[3 階]



[2 階]

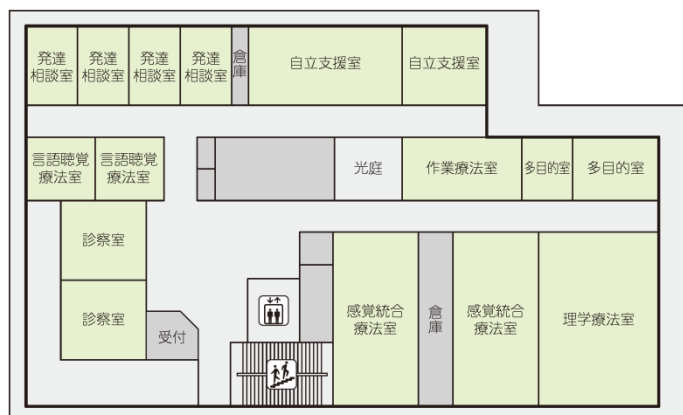


[1 階]

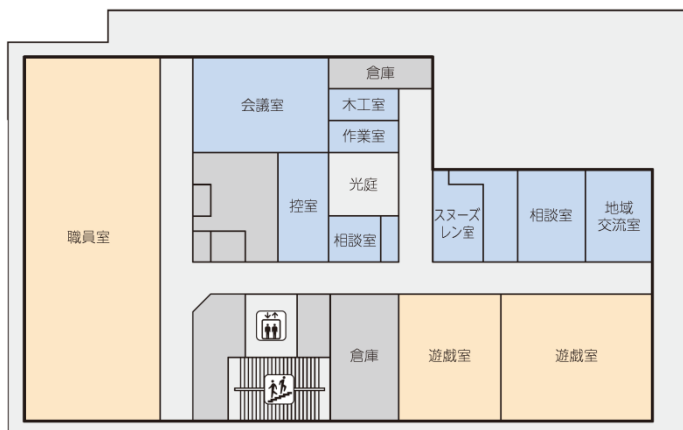


東部療育センター建物配置図

〔3 階〕



〔2 階〕

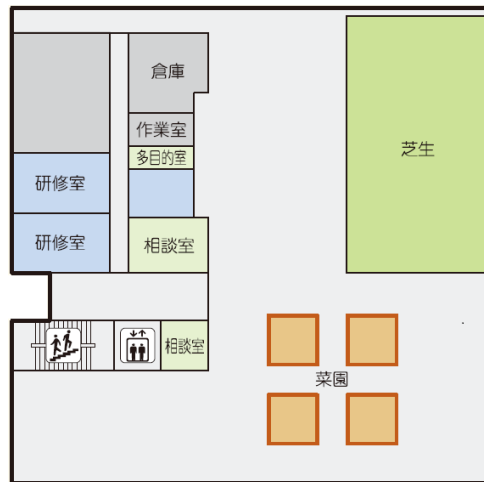


〔1 階〕

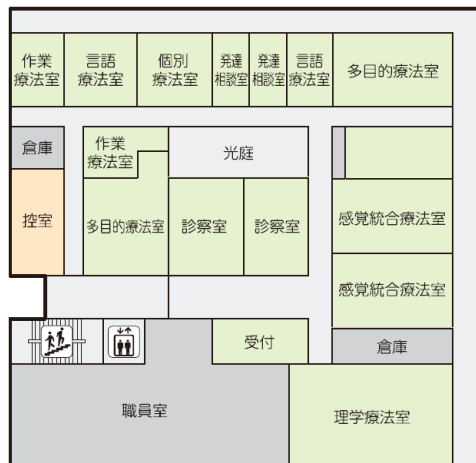


西部療育センター建物配置図

〔3 階〕



〔2 階〕



〔1 階〕



[3]沿革

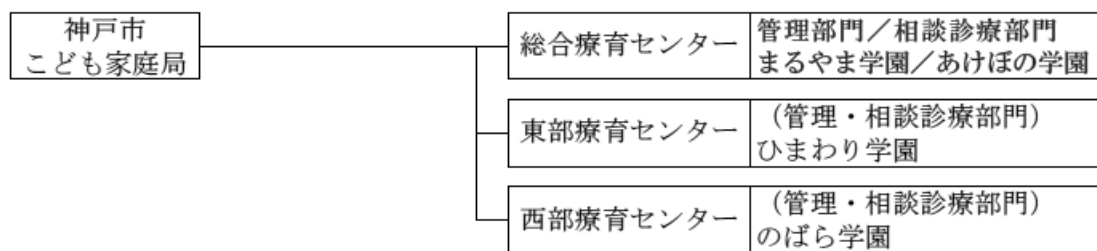
年 月	内 容
昭和 34 年 5 月	丸山学園(知的障害児通園施設)開設【長田区丸山町】
昭和 42 年 5 月	あけぼの学園(知的障害児通園施設)開設【長田区丸山町】
昭和 43 年 11 月	ひまわり学園(知的障害児通園施設)開設【灘区鶴甲】
昭和 45 年 5 月	たまも園(精神薄弱者通所授産施設)開所【長田区丸山町】
昭和 46 年 5 月	あじさい学園(肢体不自由児通園施設)開設【長田区丸山町】
昭和 48 年 7 月	のぼら学園(知的障害児通園施設)開設【垂水区大町】
昭和 52 年 7 月	神戸市立心身障害福祉センター開設【兵庫区水木通】 同施設内に、くすのき学園(肢体不自由児通園施設)、ひばり学園(難聴幼児通園施設)を開設
平成 11 年 4 月	総合療育センター開設【長田区丸山町】 同施設内に診療所を新設、丸山学園、あじさい学園、あけぼの学園、たまも園を移転設置
平成 24 年 4 月	児童福祉法の改正に伴い、障害児通園施設(丸山学園、ひまわり学園、のぼら学園、あけぼの学園)を児童発達支援センター(福祉型)へ、あじさい学園、くすのき学園、ひばり学園を医療型児童発達支援センターへ移行
〃	「たまも園」を障害者自立支援法に基づく生活介護サービス事業へ移行
平成 25 年 4 月	あけぼの学園において放課後等デイサービス事業開始
平成 27 年 4 月	西部療育センター開設【垂水区高丸】 同施設内に診療所を新設、のぼら学園を移転設置(くすのき学園の機能を一部移転)して、知的・発達障害児クラスに加えて肢体不自由児クラスを新設
〃	総合療育センター、西部療育センター、ひまわり学園において障害児相談支援事業開始
〃	「たまも園」の運営を「社会福祉法人くすのき会」へ移管(長田区細田町へ移転)
平成 28 年 4 月	総合療育センター内の「丸山学園」を「まるやま学園」に名称変更し、知的・発達クラスに加えて、肢体不自由児クラス及び難聴児クラスを新設(あじさい学園、くすのき学園、ひばり学園の機能を統合し、当該 3 園は閉園)
〃	まるやま学園、あけぼの学園、ひまわり学園、のぼら学園において保育所等訪問支援事業開始
平成 30 年 4 月	東部療育センター開設【東灘区本山南町】 同施設内に診療所を新設、ひまわり学園を移転設置(まるやま学園の機能を一部移転)して、知的・発達障害児クラスに加えて肢体不自由児クラスを新設

※療育体制の再構築

障害のある児童に対し身近な地域で障害特性に応じた専門的な支援を提供するために、地域における療育の拠点として市内 3 か所の療育センターを整備。

[4]組織

1. 組織(令和7年4月1日現在)



2. 従事者数(令和7年5月1日現在)

※勤務する実人数

		総合療育センター		東部療育センター		西部療育センター	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
所長		1	－	1	－	1	－
診療所長(医師)		1	－	1	－	1	－
管理部門	担当課長	1	－	－	－	－	－
	事務担当者	2	1	1	－	1	－
	管理栄養士	2	－	－	－	－	－
	調理士	5	4	2	1	2	3
	管理員	－	－	－	－	1	－
相談・診療部門	担当課長	1	－	－	－	－	－
	担当係長	－	－	1	－	1	－
	相談支援員	3	1	2	1	2	1
	医師※診療所長を除く	1	8	－	12	－	7
	看護師	1	4	1	2	1	2
	心理判定員	1	3	－	2	－	4
	理学療法士	3	4	2	2	2	4
	作業療法士	1	8	－	8	1	9
	言語聴覚士	3	5	1	3	1	5
	臨床検査技師	－	1	－	－	－	－
	事務補助職員	－	1	－	1	－	1
	医事会計担当者	－	3	－	3	－	3
	自立支援プログラム担当	－	4	－	5	－	3
	グループ療育担当	－	4	－	－	－	－
	視覚障害児支援教室担当	－	5	－	－	－	－
児童発達支援センター	園長(係長)	4	－	1	－	1	－
	保育士	23	9	11	8	16	3
	児童指導員	7	－	2	－	4	－
	看護師	5	1	2	2	3	2
	通園バス添乗員	－	6	－	5	－	6
合計		65	72	28	55	38	53

[5]療育センターの機能

1. 概要

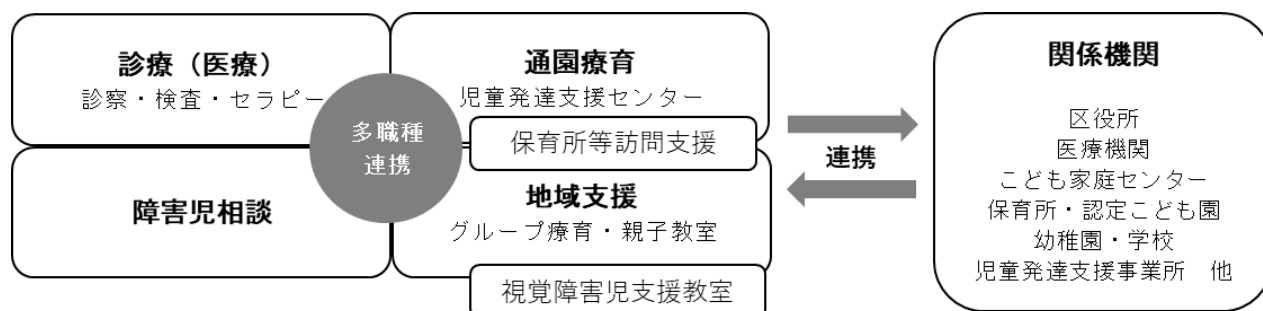
各療育センターには、障害児の診察・リハビリテーションを行う「診療所」、通園による療育等を行う「児童発達支援センター」、こどもの障害に関する相談対応や障害児支援利用計画の作成を行う「相談支援事業所」の機能があります。また、各療育センターにおける地域支援として、グループ療育や親子教室等も実施しています。

神戸市では、各療育センターに対象区域を設定しており、利用される方の居住区によってそれぞれ利用できる療育センターは異なります。

【各療育センター内の施設・対象区域】

名称	機能	医療機関・事業所名 (診療科・対象児童)	対象区域
総合療育センター	診療所	神戸市総合療育センター診療所 (小児神経科・小児整形外科・耳鼻咽喉科)	中央区・兵庫区 北区・長田区 須磨区 ※まるやま学園難聴児クラス・あけぼの学園は、神戸市内全域が対象
	児童発達支援センター	神戸市立まるやま学園 (小学校就学前の知的・発達障害児、肢体不自由児、難聴児) 神戸市立あけぼの学園 (高校生年齢の知的・発達障害児)	
	障害児相談支援事業所	神戸市総合療育センター (まるやま学園・あけぼの学園の通園児童等)	
東部療育センター	診療所	神戸市東部療育センター診療所 (小児科・小児整形外科)	東灘区・灘区
	児童発達支援センター	神戸市立ひまわり学園 (小学校就学前の知的・発達障害児、肢体不自由児)	
	障害児相談支援事業所	神戸市東部療育センター (ひまわり学園の通園児童等)	
西部療育センター	診療所	神戸市西部療育センター診療所 (小児科・小児整形外科)	垂水区・西区
	児童発達支援センター	神戸市立のぼら学園 (小学校就学前の知的・発達障害児、肢体不自由児)	
	障害児相談支援事業所	神戸市西部療育センター (のぼら学園の通園児童等)	

【療育センターの機能】



2. 診療所の機能

(1)診療体制

各療育センターの診療所では、主に小学校低学年までの知的・発達障害児及び 18 歳未満の肢体不自由児を対象として、専門の医師による診察、ケースワーカーによる相談、心理士による発達検査及び理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリテーションを行っています。

【診察予定(令和 7 年 4 月 1 日現在)】

※診察時間は月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の 9:00～17:00 ※夏季休業期間あり(8 月中旬の 1 週間程度)

〔総合療育センター診療所〕

	月	火	水	木	金
午前 9:00～12:00	小児神経科	小児神経科	小児神経科	小児神経科	小児神経科
	—	—	耳鼻咽喉科 (第 2・4 週)	—	—
午後 13:00～17:00	小児神経科	小児神経科	小児神経科	小児神経科	小児神経科
	脳波検査	脳波検査	—	小児整形外科	脳波検査

〔東部療育センター診療所〕

	月	火	水	木	金
午前 9:00～12:00	小児科	小児科	小児科	小児科	小児科
	—	—	—	—	—
午後 13:00～17:00	小児科	小児科	小児科	小児科	小児科
	—	—	小児整形外科	—	—

〔西部療育センター診療所〕

	月	火	水	木	金
午前 9:00～12:00	小児科	小児科	小児科	小児科	小児科
	—	—	—	—	—
午後 13:00～17:00	小児科	小児科	小児科	小児科	小児科
	—	—	小児整形外科	—	—

(2)相談～診療の流れ

①診療予約

療育センターの診療は全て予約制です。利用を希望される方から各療育センターの診療所へお電話をいただき(※)、医師による診察等の予約を行います。

※令和5年10月より「こべっこ発達専門チーム」によるモデル事業を開始し、令和7年10月現在、未就学で初めて療育センター診療所への相談を希望する場合は、まず「こべっこ発達専門チーム」が相談を受けています。

②ケースワーカーによる面接

対象児童の生育歴や発達状態を詳しく把握するために、事前に問診票に記載いただいたうえで、ケースワーカーによる面接を行います。

③心理士による心理検査

対象児童の発達段階や特性を心理学的に評価するために、心理検査(発達検査・知能検査等)を実施します。

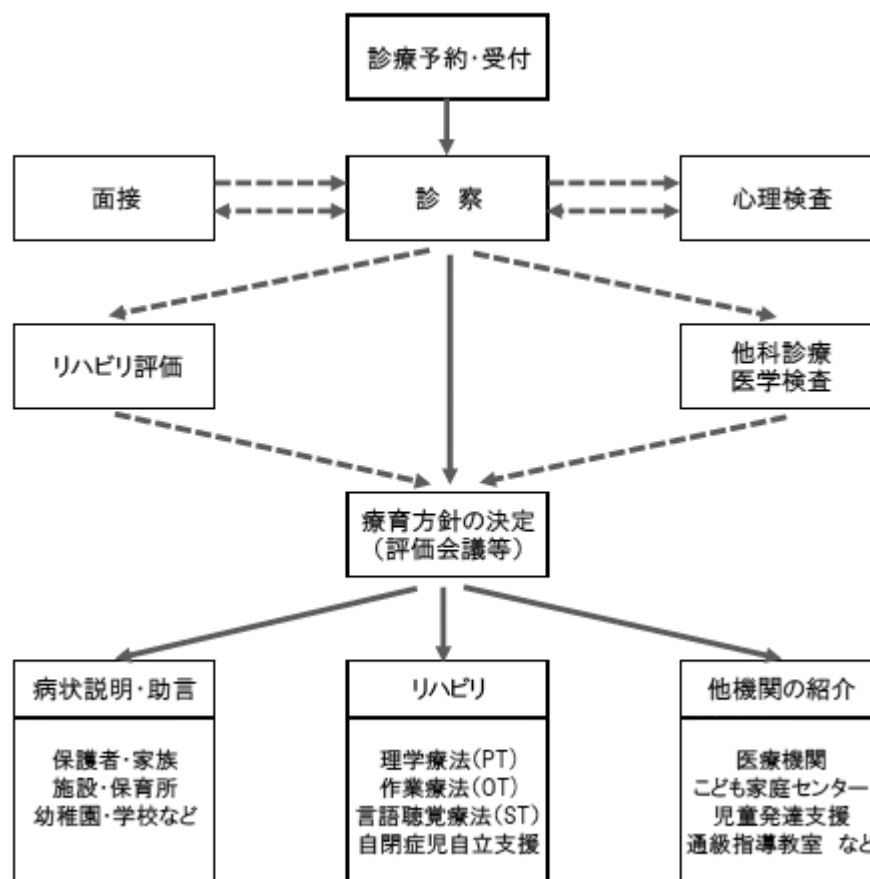
④医師による診察

②・③の結果をもとに、専門医師による診察(小児科または小児神経科)を行い、診療方針を決定します。必要に応じて、他科の診察や医学検査、他機関への紹介を行います。

⑤リハビリテーションの実施

医師が必要と判断した場合は、専門資格を有する療法士による理学療法(PT)、作業療法(OT)、言語聴覚療法(ST)、自閉症児自立支援プログラム等のリハビリテーションを行います。

【相談～診療の流れのイメージ】



(3) 診察

※〔 〕内は当該診療科のある療育センターを表示

①小児神経科〔総合〕・小児科〔東部・西部〕

こどもの発達や障害に関する保護者からの相談や他の医療機関、その他関係機関からの紹介等により、こどもの発達・障害に関する診断を行っています。医師による診察、ケースワーカーによる面接、心理士による心理検査の結果等を総合的に判断し、そのこどもの状況に応じたリハビリテーションや療育等につなげています。

②小児整形外科〔総合・東部・西部〕

脳性麻痺その他の疾病等により運動機能に障害がある肢体不自由児を対象に、補装具や日常生活用具の作製にかかる診断を行っています。また、身体の状態や運動機能等について診察したり、保護者からの相談に応じています。

③耳鼻咽喉科〔総合〕

こどもの言葉の遅れや聴こえに不安のある保護者からの相談や、他の医療機関等からの紹介により、主に聴力について心配があるこどもの診療を行い、補聴器や人工内耳、また、リハビリテーションや療育についての相談に応じています。

(4) 検査

※〔 〕内は当該検査を実施している療育センターを表示

①心理検査〔総合・東部・西部〕

心理学的にこどもの発達段階や特性を評価して発達援助につなげるために、心理検査（発達検査・知能検査等）を実施しています。主な検査としては、新版K式発達検査 2020、WISC-IV (V)、津守式乳幼児精神発達検査、KIDS などがあり、これらの心理検査や行動観察の結果に基づいて、保護者に対してこどもとのかかわり方等についての助言を行っています。

②医学的検査〔総合〕

脳波検査、聴力検査等の他、障害の原因となる疾病等の確認のために、染色体検査等の特殊な項目も含めた血液検査などを実施しています。

なお、レントゲン検査やCT、MRI 等については、他の医療機関へ検査を依頼しています。

(5) リハビリテーション

①理学療法 (PT)

理学療法士が、脳性麻痺その他の疾病等により身体障害や運動発達の遅れがあるこどもに対して、身体の使い方の練習や変形予防を目的とした支援をしています。また、補装具や日常生活用具の作製・修理などの相談に応じ、生活動作の改善や助言を行っています。

②作業療法 (OT)

作業療法士が、遊びを中心とした様々な活動を通じて、食事・排泄・着替え等の日常生活に必要な基本動作や社会参加能力を向上させるための支援を行っています。また、遊具等を用いて必要な感覚刺激を与える感覚統合療法なども実施しています。

③言語聴覚療法(ST)

言語聴覚士が、言葉の発達・発音やコミュニケーション、食べ物の咀嚼・嚥下などが困難なこどもに対して、それらの能力を向上させるための支援を行っています。また、耳鼻咽喉科及び児童発達支援センターの難聴児クラスのある総合療育センターにおいては、聴力検査や補聴器のフィッティングを行い、聴覚を活用するための支援をしています。

④自閉症児自立支援プログラム

言語聴覚士等が、自閉スペクトラム症等の特徴を持つこどもやその保護者に対して、コミュニケーション能力の向上や学習の基礎づくり等のためのソーシャルスキルトレーニングを行っています。こどもの特性に応じて、言語聴覚士等とこどもが1対1で行う個別支援及びこども4人程度で行う集団支援(集団コミュニケーション療法)があります。

(6)訪問支援

児童発達支援センターが実施する保育所等訪問支援事業にも関わり、必要に応じてこどもが所属する保育所・幼稚園、学校等を訪問して支援を行っています。保育所等訪問支援事業以外にも、診療所にリハビリで通っている児童が所属している集団(保育所・幼稚園、学校等)やこれから所属する予定の集団を訪問し、こどもの理解・支援の仕方、補装具の使用法、注意点等を支援者に助言しています。

3. 児童発達支援センター

(1) 機能

児童発達支援センターは、児童福祉法に基づき、障害のあるこどもに「日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練(同法第6条の2の2第2項)」等を行う障害児通所支援事業所であり、同法第43条が規定する児童福祉施設です。また、同法において地域の障害児支援の中核的役割を担うことが期待されています。

児童発達支援センターを利用するには、対象となるこどもの保護者が障害児通所支援の給付申請を行い、支給決定・受給者証の発行を受ける必要があり、その後、保護者と児童発達支援センターが利用契約を結びます。

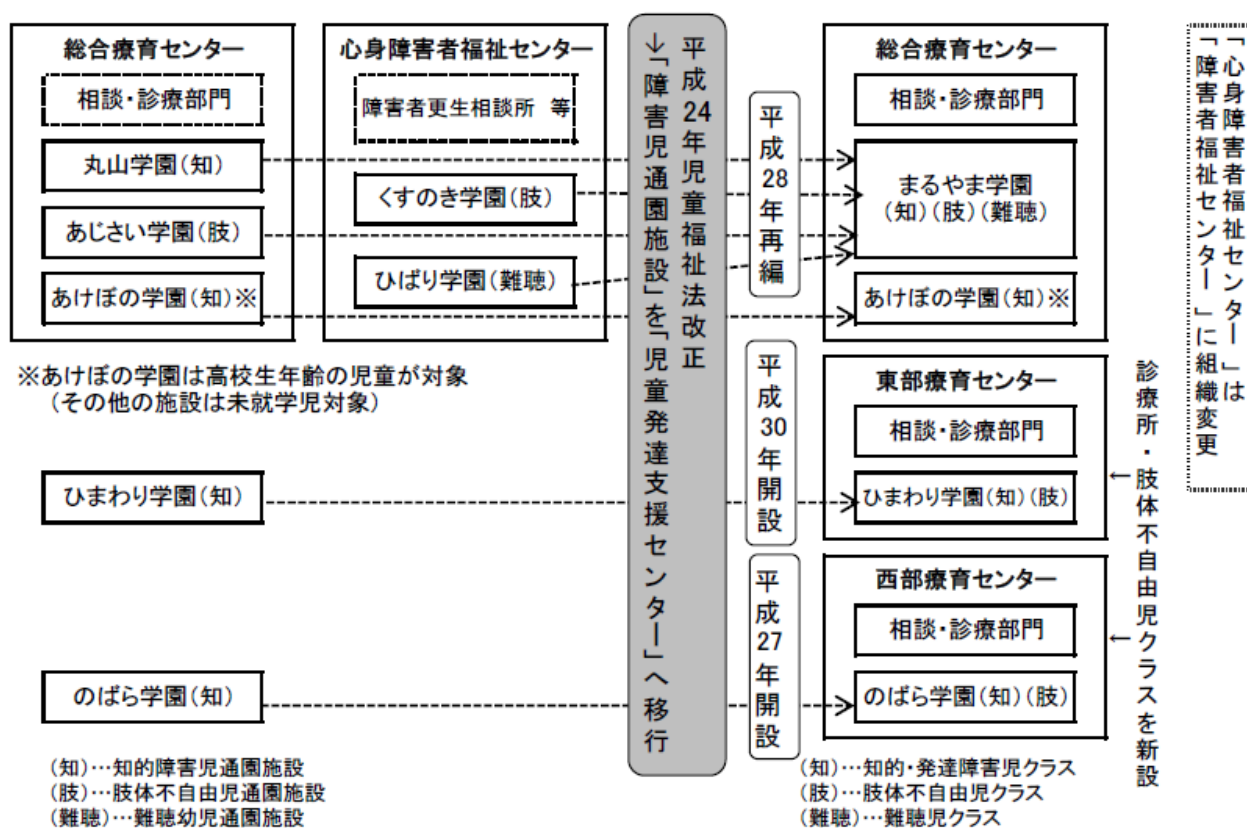
各児童発達支援センターにおいては、障害児相談支援事業所等が作成した障害児支援利用計画に沿って、一人ひとりのこどものアセスメントを行い、個別支援計画を作成して、これに基づく支援を行います。

(2) 沿革

平成24年の児童福祉法改正により障害児施設・事業が一元化され、従来の「知的障害児通園施設」「肢体不自由児通園施設」「難聴幼児通園施設」等の区別もなくなったことに伴い、神戸市においてもこれらの施設が児童発達支援センターに移行しました。

現在は、小学校就学前のこどもを対象とする「まるやま学園(総合療育センター)」「ひまわり学園(東部療育センター)」「のぼら学園(西部療育センター)」及び高校生年齢を対象とする「あけぼの学園(総合療育センター)」を各療育センター内に設置しています。

【療育体制の再構築(障害児通園施設の再編)】



(3) まるやま学園、ひまわり学園、のぼら学園

①施設の概要

まるやま学園(総合療育センター)、ひまわり学園(東部療育センター)、のぼら学園(西部療育センター)では、小学校就学前のこどもを対象に、通園による集団生活を通じて、自主的に生活する力や基本的な生活習慣・社会性を身につけられるように支援しています。

また、各センターにおいて通園バスによる園児の送迎を行っています。

【利用定員・設置クラス・対象年齢】

※○のあるクラスを設置

クラス	対象年齢	通園形式	まるやま 学園	ひまわり 学園	のぼら 学園
知的・発達障害児クラス	概ね3歳児～5歳児	単独通園	○	○	○
肢体不自由児クラス	0歳児～5歳児	親子通園	○	○	○
難聴児クラス	0歳児～5歳児	親子通園	○	—	—
利用定員			92名	42名	72名

②運営方針

(i)一人ひとりのこどもの状況を理解し、豊かな発達を促すよう支援します。

(ii)一人ひとりのこどもの活動状況、発達段階、日常生活などを十分把握し、他職種の連携によって療育を実施します。

(iii)毎日の生活リズムを整え、こどもが発達する基本である健康な体づくりに取り組みます。

(iv)こどもと家族が、家庭や地域の中でともに生活していくための支援をします。

③1日の標準的なスケジュール(日課)

知的・発達障害児クラス		肢体不自由児クラス		難聴児クラス	
10:00	登園 身辺整理・自由遊び	10:00	登園・健康チェック 身辺整理	10:00	登園・健康チェック 身辺整理
10:40	片付け・体操	10:15	乾布摩擦 自由遊び	10:20	補聴器・内耳チェック 体操・朝のつどい
11:00	朝のつどい 設定保育	11:00	朝のつどい 設定保育(親子分離)		クラス療育
11:45	給食準備・給食	11:50	給食	11:50	給食
12:35	自由遊び	13:00	設定保育 (親子分離)	12:45	自由遊び (親子分離)
13:30	身辺整理・室内遊び 帰りのつどい	13:50	帰りのつどい	13:30	帰りのつどい
14:15	降園	14:15	降園	14:15	降園

※肢体不自由児クラスのスケジュールは3歳以上のクラスの例

※難聴児クラスの4.5歳児クラスは、身辺整理のあと、親子分離になります。

④クラスごとの支援内容(特色)

知的・発達障害児クラス (単独通園)	年齢別ではない複数のクラスを設定し、クラス別または大小のグループに分かれた活動等を通じて、体の動かし方や運動感覚、周囲とのコミュニケーション、豊かな感性などが身につけられるように支援します。
肢体不自由児クラス (親子通園)	0～2 歳児(乳児)、3～5 歳児(幼児)でクラスを分けて、幼児のクラスでは親子分離の時間を設けています。自発的な活動が難しいこどもができる限り体を動かせるようなプログラムを取り入れています。
難聴児クラス (親子通園)	補聴器・人工内耳を装用した「きこえ」や言葉の発達、親子や友達同士のコミュニケーションや社会性の発達を支援し、「伝えられる力」「伝えられる心」「伝えあう関係づくり」を育てます。

※単独通園…こどものみが通園 ※親子通園…こどもと保護者がともに通園

⑤療育支援(チーム療育)

療育センター診療所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が、それぞれの専門性を活かし、保育士・児童指導員等と連携して、各クラスのこどもに対する支援をしています。遊び・着替え・給食・排泄等の場面で、それぞれのこどもの心身の状況に応じた環境設定や関わり方などについての助言や指導を行います。

⑥保護者支援

こどもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解を徹底するため、定期的に個別懇談を実施するほか、連絡帳の活用や日々のやり取りなどにより、こどもの日々の様子や課題等について、保護者との共有に努めています。

また、保護者からの子育ての悩み等の相談には随時応じ必要な助言などを行うとともに、保護者向け研修の実施や保護者会の活動支援などを行っています。

⑦就学・就園の支援、地域の保育所・幼稚園等との交流

保護者に対して、小学校・特別支援学校・保育所・幼稚園等の情報提供のための進路説明会を実施したり、オープンスクールの案内等を行うほか、保護者や学校等の関係者との個別の進路相談などを実施しています。

また、各センターの近隣の保育所・幼稚園・小学校等との交流事業を実施し、それぞれに所属するこども同士がともに遊び、ふれあうことでお互いを理解する機会を設けています。

⑧給食の提供

こどもが楽しく食べることができて、必要な栄養量を摂取できるように、いろいろな食材を活用した季節感のある献立を作成しています。こどもの食べる機能に応じた形態(普通食、軟らか食、ペースト食、ミキサー食等)で提供し、また、食物アレルギーのあるこどもに対しては、必要に応じて主治医の指導に基づいた除去食で対応しています。

⑨健康管理・保健指導

看護師を中心に、こどもの日々の健康状況を適切に把握するとともに、定期的に嘱託医による健康診

断(小児科、耳鼻科、歯科)を実施しています。また、望ましい生活習慣や感染症予防等のための指導を行ったり、こどもの障害や疾病の状況に応じた日々の支援、ケガや急病時の対応、医療的ケアなどを行っています。

⑩保育所等訪問支援事業

(i)概要

まるやま学園・ひまわり学園・のばら学園では、平成 28 年度より、主に在園中または卒園したこどもを対象に、児童福祉法に基づく保育所等訪問支援事業を実施しています。

保育所等訪問支援事業は、障害のあるこどもが保育所・幼稚園・学校等の施設で過ごす場合に、その施設を保育士や理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の支援員が訪問し、障害のあるこどもがその施設での集団生活に適応するための専門的な支援等を行うものです。

保育所等訪問支援を利用するには、児童発達支援と同様に、対象となるこどもの保護者が障害児通所支援の給付申請を行い、支給決定・受給者証の発行を受ける必要があります。その後、保護者と保育所等訪問支援事業所が利用契約を結びます。

(ii)運営方針

ア こどもが集団生活に適応することができるよう、こどもの心身の状況及び適性に応じ、自主的に生活する力や基本的な生活習慣、社会性がはぐくまれるよう、適切かつ効果的な支援をします。

イ こどもや家族が、家庭や地域の中でともに生活するための支援をします。

ウ 関係機関との連携の中で支援の充実を図ります。

(iii)支援内容

支援対象となるこどもの心身の状況や支援ニーズを把握するとともに、訪問先となる施設とも十分な連絡調整を行ったうえで、児童発達支援管理責任者が作成した保育所等訪問支援計画に基づき、訪問先の施設での支援(こどもへの直接支援及びその施設の職員への助言等の間接支援)を行っています。

(4)あけぼの学園

①施設の概要

あけぼの学園(利用定員 40 名)では、児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス事業を行い、中学校を卒業した 15 歳～18 歳の知的・発達障害児童を対象に、主に作業訓練や生活訓練を通じて将来の自立や社会参加に向けた支援をしています。

当学園では、定時制・通信制の高校に通学しながら通園することができるため、約 6 割の児童が両方に通っています。なお、令和 3 年度から上記の高校に在籍している児童は 19 歳に達した後の最初の年度末まで利用できることとなりました。また、在籍しながらアルバイト就労することも可能です。

②支援内容

日常生活の支援	あいさつ、時間の管理、コミュニケーション能力の向上、体力づくり
就労のための支援	作業訓練(紙袋づくり、木工製品の製作、スーツケースの解体、療育センター内実習等)

	企業・障害福祉サービス事業所等への実習、企業見学会、職業評価、職業安定所との連携等就職に必要な知識及び技術の修得
健康管理の支援	内服薬の管理、体調不良、受傷時のケア、身体測定、生活習慣病健診等の実施、保健指導
その他の支援	給食、社会見学旅行、スポーツ大会・行事への参加等

③1日の標準的なスケジュール(日課)

時間帯	内 容
8:55～ 9:15	登園 / 着替え
9:15～10:10	班・全体朝礼 / トレーニング(体操・ランニング)
10:10～12:00	作業 (学習)
12:00～13:00	給食 (昼休み)
13:00～14:55	作業 (清掃)
15:00～15:15	班・全体終礼 / 着替え / 降園

※毎月2回(水曜日)は早帰り(13:40に降園)

④主な年間行事

4月	入園式／個別面談	10月	秋の特別歩行訓練
5月	家庭訪問／陸上競技大会	11月	同園会／フットサル大会
6月	陸上競技大会/生活習慣病検診	12月	調理実習／ジョイフルコンサート
7月	日曜参観/見学会(中学生・保護者向け)	1月	
8月	見学会(先生向け) 社会見学旅行／企業見学会	2月	ひっぱりリーグ／地域交流会／個別面談
9月	個別面談	3月	卒園式

⑤班編成

1～3年生までをほぼ均等に縦割りし、3つの生活班を編成しています。

生活班は学園生活を支える基礎的な集団です。朝終礼の中で一日の予定の把握や振り返りをし、連絡事項の伝達や説明を行って毎日の日課にスムーズに参加できるよう支援します。また、園外行事や清掃での役割を各班ごとに分担するなど、有意義な学園生活が送れるよう様々な活動を行っています。

なお生活班には、生活全般の指導・保護者対応・進路指導など、あらゆる場面で園生への指導の中心的役割を担う『担当職員』を各班2名ずつ配置しています。

⑥作業訓練

あけぼの学園のプログラムの中心である作業訓練として、以下の3種類の作業に取り組んでいます。園生はすべての作業を経験することができます。

(i)紙工作業

直接印刷業者から材料を預かり、1枚の紙から、線にそって折る・のりをつけて貼り合わせる・折り目をつけて折りこむ・マチを作る・底部分を貼り合わせるなど、約14種類の工程を分業して紙袋を仕上げています。

作業を通じて、清潔さや品質を保つこと、決められた枚数を責任をもって期日までに納品すること等の意識も身につけられるように支援しています。

(ii)木工作業

電動糸のこを使って木を切る、やすりで磨く、ニスや色を塗る、ウッドバーニングでの焼き付け等の工程により、さまざまな木工製品を作製し、バザー等で販売しています。作業は安全第一で行いながら、必要な技術を園生が身につけられるように指導しており、製品の質や販売数の向上が園生の意欲の向上につながっています。

(iii)解体作業

カバン修理を専門とする企業から廃棄されるスーツケースを預かり、部品を指定された方法で解体し、金属やプラスチックなどの素材ごとに分別・納品しています。作業を通じて、工具の使い方や部品の分別方法等を学ぶとともに、園生の体力や集中力・持続力、責任感等の向上につながるように支援しています。

⑦卒園後の進路決定に向けた支援

将来の就労に向けて、上記の3種類の通常作業の延長として、療育センター内でのバス洗車・食器洗浄などの作業体験実習があります。また、一般企業での体験実習を実施するとともに、外部機関での職業能力評価による適正診断、企業見学会、外部講師による職業ガイダンスなども行っています。その上で、早期の就労を希望する園生には、履歴書の書き方やビジネスマナーの学習、面接練習、ハローワークなどを活用した求職活動支援を実施しています。

一方で、卒園後の進路として就労訓練の継続や福祉的就労等の成人向け障害福祉サービス事業所利用を希望する園生には、希望する事業所での体験実習や利用手続の支援を行っています。

進路選択に当たっては、上記のような実習の体験をもとに、園生本人・保護者と職員とで相談を重ねながら、園生本人・保護者の希望を尊重して決定できるよう配慮しています。

⑧給食の提供

園生が食べることの楽しさや大切さを知り、将来に渡って健康な体を保つことを目的としています。栄養バランスや味付け等に配慮し、旬の食材や家庭で不足しがちな食材を積極的に使用した献立や行事食などの給食を提供しています。園生は、給食を通じて食事マナーを身につけるとともに、食べ物に対する知識や関心を育てます。

⑨健康管理・保健指導

看護師を中心に、園生の日々の健康状態を適切に把握し、職員間で連携を図り、作業が安全に実施できるよう支援しています。また、内服薬の管理や定期的な身体測定、生活習慣病健診等を実施するとともに、必要に応じて性教育など、園生の年齢や状況に応じた保健指導も行っています。さらに、保健便り等を通して、熱中症予防や望ましい生活習慣、感染症予防に必要な知識を学ぶ機会を提供し、健康に関心を持ってもらうよう働きかけています。

⑩入園希望者の受け入れ

希望者の見学を随時受け付けるとともに、市内中学校の教員・生徒・保護者向けには見学会を開催しています。

また入園希望者に対しては、学園の生活を実際に体験できる機会(中学3年生以上は3日間、中学1・2年生は1日の実習日程で園生と同じ日課を体験)も設けています。

加えて、学園の情報がより多くの人に伝わるよう、中学校や関係機関宛に月一回学園のたよりを送付する等、広報活動にも取り組んでいます。

(5)地域における障害児支援の中核的役割

令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、児童発達支援センターの「地域の障害児の健全な発達における中核的な役割」が明文化されました。

神戸市では、国が示す児童発達支援センターの主な機能のうち、地域の障害児通所支援事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス事業所)に対する支援を特に強化することを目的に、令和5年10月から「神戸市地域障害児支援体制強化事業」が実施されています。

療育センターでは、民間の児童発達支援センターとともに同事業を推進し、地域における障害児支援体制の充実に取り組んでいます。

4. 障害児相談支援事業

各療育センターでは、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所として、主に療育センター内の児童発達支援センターを利用することの障害児支援利用計画を作成するほか、こどもの発達や障害に関する相談に応じています。

(1)障害児支援利用計画等の作成

児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等）の利用にあたっては、給付申請時に障害児支援利用計画案を、給付決定後に障害児支援利用計画を、給付決定を行う窓口に提出する必要があります。

療育センターの障害児相談支援事業所では、障害児相談支援専門員（ケースワーカー）が、センター内の各学園を利用することの障害児支援利用計画等を作成しています。

計画の作成にあたっては、障害児相談支援専門員が対象となるこどもの心身や生活の状況等をアセスメントやモニタリングを通じて把握し、保護者と相談しながら、適切なサービス利用につなげています。また、対象となるこどもの支援関係機関とも適切な情報共有を行い、連携して支援を行っています。

(2)こどもの発達や障害に関する相談対応

障害児相談支援専門員（ケースワーカー）は、こどもの発達や障害に関する相談について、療育センター内の診療所・児童発達支援センターの利用以外にも、市内の障害児通所支援事業所や区役所、保育所・幼稚園・学校等での障害児支援に関する情報提供を行うなど、保護者への支援に取り組んでいます。

5. 障害児等療育支援事業

障害児療育支援事業とは、障害児等の地域における生活を支えるために、自治体等が無償で療育指導や療育相談等を行うこととされているものであり、総合療育センターでは「グループ療育」を、まるやま学園・ひまわり学園・のぼら学園では「親子教室」を実施しています。

※利用に際して児童福祉法に基づく障害児通所支援の給付申請・決定、費用負担等はありません。

(1)グループ療育(総合療育センター)

保育所や幼稚園、児童発達支援センター等の集団に参加する前の時期のこどもと保護者を対象に、保育士や言語聴覚士等のスタッフによる療育支援を行います。こどもの発達段階や障害の状況により、曜日ごとに、課題別のグループ(1グループにつき8組程度)を編成し、それぞれの課題に応じたプログラムや保護者教室を実施しています。

実施期間は半年間で、前期(5月～9月)と後期(10月～3月)にそれぞれグループごとに18回程度のプログラムを実施しています。

グループ名	支援内容
チューリップ (月)	幼稚園・保育所等への通園・通所に向けて、集団での活動に慣れ、自分のしたいことを相手に言葉で伝えられること等をねらいとした支援を行います。
たんぽぽ (火)	主に自閉・多動の傾向があるこどもを対象に、感覚運動遊びなどを通して、集団生活に必要な習慣等を身につけられるように支援します。
ひまわり (水)	認知発達を促す保育環境を設定し、座って話を聞く姿勢等が保てるように体幹を鍛えたり、遊びを通してできることを増やせるように支援します。
さくら (木)	身体機能に課題のあるこども(歩行可能)を対象に、感覚運動遊びなどを通して、周囲の人との関わりを深め、活動の流れが理解できるように支援します。
すみれ (金)	身体機能に課題があるこども(未歩行)を対象に、全身運動を主とした感覚遊びなどを通して、個々の力に応じた表現等ができるように支援します。

(2)親子教室(まるやま学園、ひまわり学園、のぼら学園)

小学校就学前の発達が気になるこどもと保護者を対象に、こどもの遊びの場・保護者同士の交流の場をつくるとともに、保育士等による子育て相談を行い、幼稚園・保育所等や児童発達支援センター・事業所等の利用につなげています。

※各学園の対象区域は児童発達支援センター利用の場合と同じ

実施場所	名 称	内 容
まるやま学園 (総合療育センター)	わくわくクラブ すいかグループ	※「わくわく」は知的・発達障害児、「すいか」は肢体不自由児が対象 ・「わくわく」は毎週(火)14:30～15:30に実施 ・「すいか」は必要に応じて実施
ひまわり学園 (東部療育センター)	すくすくキッズ	・(月)～(金)の9:15～11:00に、曜日ごとに各7名程度のグループで実施 (いずれかの曜日に参加) ・水曜日は肢体不自由児を対象としたグループで実施
のぼら学園 (西部療育センター)	のびのびクラブ	・(月)～(金)の9:40～11:00に、曜日ごとに各5名程度のグループで実施 (いずれかの曜日に参加) ・水曜日は肢体不自由児を対象としたグループで実施

6. 視覚障害児支援教室(アイ・サポート教室)

総合療育センターにおいては、弱視や全盲その他視覚に障害のある小学校就学前の乳幼児と保護者に対して、専門の相談員等が、こどもの見えにくさに応じた発達相談や、視覚機能の発達を促すための支援を行うために、通所による支援教室を実施しています。

支援にあたっては、感覚遊びや光遊び等を通して全身への働きかけを行ったり、触察することや探索することへの意欲を高めるなど、それぞれのこどもの状況に応じた支援を行っています。また、こどもの発達や子育て、就園・就学などに関する保護者からの相談への助言等も行っています。

東部療育センター及び西部療育センターにおいて支援が必要な場合は、出張による支援も行います。

Ⅱ. 令和 6 年度 実績報告

[1] 総合療育センター

1. 診療所

(1) 診察件数

	小児神経科		小児整形外科		耳鼻咽喉科		精神神経科	
	初診	再診	初診	再診	初診	再診	初診	再診
令和 4 年度	343	9,800	3	328	7	59	0	10
令和 5 年度	265	9,566	3	308	10	79	-	-
令和 6 年度	260	8,884	2	355	6	78	-	-

※精神神経科の標榜は令和 4 年度まで

(2) 心理検査件数

	新版 K 式発達検査 2020	乳幼児精神発達検査 KIDS	WISC-IV(V)	その他	合計
令和 4 年度	527	6	5	4	542
令和 5 年度	473	10	4	3	490
令和 6 年度	463	12	1	0	476

(3) 医学的検査件数

	脳波検査	脳幹反応聴力検査	標準純音聴力検査	遊戯聴力検査	合計
令和 4 年度	23	2	64	38	127
令和 5 年度	23	1	52	72	148
令和 6 年度	18	0	38	75	131

(4) リハビリテーション件数

	理学療法 (PT)	作業療法 (OT)	言語聴覚療法 (ST)	自閉症児自立支援	合計
令和 4 年度	2,950	3,387	2,779	427	9,543
令和 5 年度	2,858	3,562	2,592	452	9,464
令和 6 年度	2,898	3,113	2,470	429	8,910

(5) 相談処理件数

	件数
令和 4 年度	1,129
令和 5 年度	1,139
令和 6 年度	984

(6)訪問支援

療法師による訪問支援(保育所等訪問支援を含む)

	理学療法士 (PT)	作業療法士 (OT)	言語聴覚士 (ST)	合計
令和 4 年度	27	5	28	60
令和 5 年度	20	6	33	59
令和 6 年度	28	2	38	68

(7)新規患者の状況(令和 6 年度)

①年齢構成

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳 以上	合計
人数	25	40	62	37	27	18	3	3	0	0	1	216

②居住区

	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
人数	4	2	43	36	34	31	61	2	3	216

③性別

	男	女	合計
人数	156	60	216

④主たる病名

診断名	人数
知的障害	62
自閉スペクトラム障害	52
注意欠如・多動症	9
言語聴覚障害	47
脳性麻痺	7
後遺症	1
染色体・遺伝子異常	13
運動発達遅滞・運動調節障害	13
神経・筋疾患	0
中枢神経疾患	1
その他	11
合 計	216

2.まるやま学園

(1)在籍児童(児童発達支援センター利用契約児童)の状況(令和 7 年 3 月 1 日現在)

①クラス編成

	知的・発達障害児クラス						肢体 不自由児 クラス		難聴児クラス				
	らい おん	きり ん	ぞう	ぱん だ	うさ ぎ	くま	もも	みか ん	ぺん ぎん	はと	あひ る	ひよ こ	こと り
0 歳児	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	2
1 歳児	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	4
2 歳児	—	—	—	—	—	—	—	7	—	—	—	0	—
3 歳児	2	2	0	1	0	2	3	—	—	—	2	—	—
4 歳児	5	1	6	3	3	2	6	—	—	1	—	—	—
5 歳児	2	6	3	5	2	3	4	—	1	—	—	—	—
合計	9	9	9	9	5	7	13	10	1	1	2	0	6
	48						23		10				
	81												

②居住区

クラス別	東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
知的・発達	0	0	8	15	6	5	14	0	0	48
肢体	0	1	5	1	10	3	3	0	0	23
難聴	0	0	3	2	5	0	0	0	0	10
合計	0	1	16	18	21	8	17	0	0	81

③性別

クラス別	男	女	合計
知的・発達	30	18	48
肢体	14	9	23
難聴	4	6	10
合計	48	33	81

④障害者手帳の取得状況

(i)療育手帳

クラス別	A	B1	B2	なし	合計
知的・発達	14	12	11	11	48
肢体	10	3	1	9	23
難聴	0	0	0	10	10
合計	24	15	12	30	81

(ii)身体障害者手帳

クラス別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	なし	合計
知的・発達	0	0	0	0	0	0	48	48
肢体	16	1	1	0	0	1	4	23
難聴	0	4	1	0	0	2	3	10
合計	16	5	2	0	0	3	55	81

⑤生活状況

(i)食事

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	6	35	7	48
肢体	22	1	0	23
難聴	0	7	3	10
合計	28	43	10	81

(ii)着脱

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	5	35	8	48
肢体	21	2	0	23
難聴	0	7	3	10
合計	26	44	11	81

(iii)排泄

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	8	18	22	48
肢体	22	1	0	23
難聴	0	7	3	10
合計	30	26	25	81

⑥発達段階

(i)発語

クラス別	発声なし	喃語	単語	二語文	会話	合計
知的・発達	0	16	6	12	14	48
肢体	4	17	1	1	0	23
難聴	0	1	2	4	3	10
合計	4	34	9	17	17	81

(ii)移動

クラス別	移動不可	腹ばい	四つばい	伝い歩き	杖・歩行器 使用	独歩可	合計
知的・発達	0	0	0	0	0	48	48
肢体	8	8	3	0	3	1	23
難聴	0	0	0	0	0	10	10
合計	8	8	3	0	3	59	81

⑦医療的ケアの要否 ※実施ケア延べ人数

クラス別	なし	人工呼吸器	経管栄養		たん吸引	酸素投与	導尿	血糖測定 インスリン注射
			胃ろう	鼻注				
知的・発達	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体	12	2	4	4	4	6	0	1
難聴	10	0	0	0	0	0	0	0
合計	22	2	4	4	4	6	0	1

(2)卒園児童の進路(令和6年度)

クラス別	就学(5 歳児)			その他			合計
	特別支援 学校	小学校		幼稚園	保育所	その他	
		特別支援学級	普通学級				
知的・発達	13	9	0	2	1	0	25
肢体	2	2	0	1	3	1	9
難聴	0	1	0	0	0	0	1
合計	15	12	0	3	4	1	35

(3)主な行事の実施状況(令和6年度) ※()内は対象クラス(記載がないものは共通)

年 月 日		内 容
令和6年	4月4日	はじまりの日
	6月3日	春の遠足(難聴)
	8月26日	なつまつり(難聴)
	10月7日	うんどうかい(難聴)
	10月19日	うんどうかい(知的・発達)
	10月26日	うんどうかい(肢体)
	11月11日	秋の遠足(難聴)
	11月13日	秋の遠足(肢体)
	10月31日、11月7、12日	秋の遠足(知的・発達)※クラス単位で実施
	12月23日	クリスマス会(難聴)
	12月23、24日	クリスマス会(肢体)
	12月25日	クリスマス会(知的・発達)
令和7年	3月24日	お別れ会(難聴)
	3月25日	卒園式(知的・発達、肢体)

(4)保育所等訪問支援の実施状況(令和6年度)

クラス別	在園児		卒園児		合計	
	契約人数	実施回数	契約人数	実施回数	契約人数	実施回数
知的・発達	0	0	0	0	0	0
肢体	1	2	1	4	2	6
難聴	4	20	2	5	6	25
合計	5	22	3	9	8	31

3.あけぼの学園

(1)在籍児童(児童発達支援センター・放課後等デイサービス利用契約児童)の状況

(令和7年3月1日現在)

①年齢・性別

	児童発達支援			放課後等デイサービス			合計		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
15歳児	4	5	9	0	0	0	4	5	9
16歳児	5	1	6	0	0	0	5	1	6
17歳児	6	0	6	5	2	7	11	2	13
18歳児	0	0	0	2	0	2	2	0	2
合計	15	6	21	7	2	9	22	8	30

②居住区

東灘区	灘区	中央区	兵庫区	北区	長田区	須磨区	垂水区	西区	合計
2	3	1	1	3	10	4	4	2	30

③障害者手帳の取得状況

(i)療育手帳

A	B1	B2	なし	合計
0	2	25	3	30

(ii)身体障害者手帳

1級	2級	3級	4級	5級	6級	なし	合計
0	0	0	0	0	0	30	30

(iii)精神障害者保健福祉手帳

1級	2級	3級	なし	合計
0	1	0	29	30

(2)卒園児童の進路(令和6年度)

就職	就労移行支援事業所	就労継続支援事業所		自立訓練	その他	合計
		A型	B型			
1	0	1	2	0	2	6

(3)主な行事の実施状況(令和6年度)

年 月 日		内 容
令和6年	4月4日	入園式
	6月6日	生活習慣病検診
	6月9日	陸上競技大会
	7月7日	日曜参観
	7月9日～11日	見学会(中学生・保護者向け)
	7月26日	スマホ講習会
	7月30日～8月1日	見学会(先生向け)
	8月22日～23日	社会見学旅行
	11月9日	フットサル大会
	10月25日	秋の特別歩行訓練
	11月2日	同園会
	12月7日	ロードレース大会
	12月21日	ジョイフルコンサート
令和7年	2月5日	地域交流会
	3月23日	卒園式

4.地域における障害児支援の中核的役割(令和 6 年度)

神戸市地域障害児支援体制強化事業の取り組み

①障害児通所支援事業所等への支援

研修会(地域の障害児通所支援事業所等向け)

部門	日程	場所	対象および参加数	内容
まるやま 学園	6 月 27 日	総合福祉 センター	療育センター職員、児童発達支援事業所、放課後等 デイサービス事業所等 計 58 人	療育センター児童発達支援職員連絡会 全体研修にて、「特別支援学校におけ る進路指導と就労に向けた支援」につ いて講義
	12 月 19 日	総合福祉 センター	療育センター職員、児童発達支援事業所、放課後等 デイサービス事業所等 計 62 人	療育センター児童発達支援職員連絡会 全体研修にて、「こどもの姿を発達的に 理解し保護者を支える」 について講義
	4 月～2 月 計 9 回	総合療育 センター	児童発達支援事業所、放 課後等デイサービス事業所 等 各回 2～3 名程度	療育センターの療育現場の見学 および説明
あけぼの 学園	8 月 1 日～ 3 日	あけぼの学園	市内中学校、定時制高校 特別支援学校 教員、 就労支援機関 計 30 名程度	あけぼの学園の説明と作業場面の見 学

勉強会・情報交換会(地域の障害児通所支援事業所等向け)

部門	日程	場所	対象および参加数	内容
まるやま 学園	4 月～3 月 月 1 回開 催 (8 月除く) 計 11 回	障害者相談支援 センター (長田区)	児童発達支援事業所、 放課後等デイサービス事業所、 区役所等 各回 15～20 名程度	長田区自立支援協議会こども部会 として、長田区内の通所支援事業 所等同士で情報交換や交流を深 める。情報共有と共に地域支援に ついて検討
あけぼの 学園	4 月～1 月 計 7 回	市内各中学校	各区中学校特別支援教育 コーディネーター 各回 10～20 名程度	各中学の特別支援教育の状況等 関係機関との情報交換
	4 月～3 月 計 9 回	障害者相談支援 センター (長田区)	就労継続支援 A・B 型 事業所等(長田区) 各回 20 名程度	情報交換

障害児通所支援事業所等への訪問支援

部門	日程	場所	対象および参加数	内容
まるやま学園	5 月～2 月 計 6 回	児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 等	児 童 発 達 支 援 事 業 所 放 課 後 等 デ イ サービス 事 業 所 等	巡回支援後のフォロー巡回。 療育現場での支援方法等 について検討、助言を行う
	12 月 18 日	地域の小学校	小学校教員、保護者	小学校に通学する児童の関 わりや支援方法について電 話相談(3 回)および訪問に て支援
あけぼ の学園	4 月～3 月 計 6 回	地域の定時制高校	定時制高校教員、 スクールソーシャルワーカー等	学校からの要請を受け、児 童の関わり方や支援方針の 検討を目的としたケース検討 会に参加

②地域住民への支援等

インクルージョン推進等を目的としたイベント等の実施

部門	日程	場所	対象および参加数	内容
あけぼの 学園	2 月 5 日	あけぼの学園、 地域福祉 センター	地域住民、あけぼの学園園生 職員 46 名程度	あけぼの学園作業見学及び 交流会

障害が疑われるこども等に関する保護者向け相談会・交流会等

部門	日程	場所	対象および参加数	内容
まるやま 学園	6 月 7 日 6 月 12 日 計 2 回	総合療育 センター	在園児、療育センター外来受診 者就学前児計 8 名	療育センターの理学療法士の視点か ら子どもたちの進路について講義
	1 月 23 日	長田区役所	地域住民、 児童発達支援事業所、 長田区自立支援協議会会員 放課後等デイサービス事業所等 計 56 名	「地域の保護者向けセミナー」 長田区自立支援協議会主催のセ ミナー参加の保護者等とのグルー プワーク
あけぼの 学園	4 月～2 月 計 13 回	あけぼの学園	市内中学生及び保護者 計 35 名	あけぼの学園の説明と作業場面の 見学

③ その他(地域の障害児支援の質の向上に係る取組み)

部門	日程	場所	対象	内容
まるやま 学園	5月～3月 月2回開催 計22回	総合療育 センター	発達が気になる未就学の こどもと保護者	親子教室。遊びのなかで、相談や関 りの方法を伝える
	9月～10月 計5回	公立保育所 (北・兵庫区) 幼保連携型認定こ ども園(兵庫・須磨 中央区)	公立保育所園児、職員 2か所 幼保連携型認定こども園 園児、職員 3か所	すこやか保育巡回指導に同行し、 担当者と共にアドバイザーとして支援 方法等検討
	9月5日	総合療育 センター	公立保育所職員 (北・長田・兵庫区) 19か所 40名	「公立保育所職員向け研修」 総合療育センターの見学と共に、各園 の機能の説明と園の療育内容等の 説明。「発達検査について」研修
	9月13日	総合療育 センター	公立保育所職員 (須磨区) 5か所 11名	「公立保育所職員向け研修」 総合療育センターの見学と共に、各園 の機能の説明と園の療育内容等の 説明。グループワーク等行う
	12月19日 1月13日 計2回	総合療育 センター	公立保育所職員(中央区) 2名 公立保育所職員(垂水区) 1名	見学のうえ、難聴療育に関する相 談・支援方法の助言

5.障害児相談支援事業

障害児支援利用計画件数

	本計画作成	モニタリング
令和 4 年度	69	67
令和 5 年度	20	18
令和 6 年度	14	10

6.障害児等療育支援事業

(1)グループ療育

①実施状況(令和 6 年度)

		チューリップ ^o	たんぽぽ	ひまわり	さくら	すみれ	合計
前期	実施回数	17	17	17	18	18	87
	参加児童数	3	3	3	2	7	18

後期	実施回数	19	18	19	18	18	92
	参加児童数	5	5	6	4	9	29

②参加児童の年齢構成(令和 6 年度)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	合計
人数	3	5	20	1	0	0	29

(2)親子教室の実施状況(令和 6 年度)

	月	火	水	木	金	合計
実施回数	—	17	—	—	—	17
参加児童数	—	2	—	—	—	2

7.視覚障害児支援教室(アイ・サポート教室)

(1)実施状況(令和 6 年度)

	実施 回数	支援延べ人数		
		男	女	合計
総 数	144	71	20	91
(再掲)他の療育センターへの出張支援	18	14	9	23

(2)支援対象児童の年齢構成(令和 7 年 3 月末)

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳以上	合計
人数	1	5	1	2	0	3	8	20

8.実習生・ボランティアの受入れ(令和 6 年度)

(1)実習生の受入れ状況

部門	学校・団体名	実習内容	期間	日数	人数
相談・診療 部門	神戸大学医学部 保健学科	理学療法学 臨床実習	6 月 3 日～7 月 17 日	32 日間	1 人
		作業療法学 臨床実習	1 月 8 日～1 月 22 日	10 日間	1 人
	神戸大学医学部 (保健所)	公衆衛生学実習	11 月 5 日	1 日間	6 人
	神戸大学 国際人間科学部	心理実習	6 月 28 日	1 日間	12 人

まるやま 学園	西神看護専門学校	看護師実習	5月17日 5月20日	1日間	3人 4人
	神戸市職員 (保育士)	施設実習	5月13日、14日 5月15日、16日 5月20日、21日 5月22日、23日	2日間	1人 2人 1人 2人
	神戸市立看護大学	看護師実習	7月9日、10日	2日間	4人
	武庫川女子大学	保育実習	8月19日～30日 8月21日～9月3日	10日間	1人 1人
	神戸親和大学	保育実習	10月7日～21日 10月15日～28日	10日間	2人
	立命館大学	インターンシップ ^o	8月22日～23日	2日間	1人
	福祉局	社会福祉士実習	8月29日 10月18日	1日間	10人 5人
	星陵台中学校	トライやるウィーク	10月31日、11月1日	2日間	1人
	湊翔楠中学校	トライやるウィーク	11月14日、15日	2日間	1人
	兵庫歯科衛生士学院	歯科衛生士実習	11月20日～12月3日	10日間	5人
あけぼの 学園	市内各中学校	中学生体験入園	6月～3月	1～3日間	計 14人
	立命館大学	インターンシップ ^o	8月21日	1日間	1人
	兵庫歯科衛生士学院	障害者施設実習	11月1日～11月15日	10日間	5人
	神戸親和大学	保育実習	10月7日～10月21日 10月23日～11月7日	10日間 10日間	4人

[2] 東部療育センター

1. 診療所

(1) 診察件数

	小児科		小児整形外科	
	初診	再診	初診	再診
令和4年度	157	6,733	1	131
令和5年度	190	6,056	0	135
令和6年度	180	7,125	0	152

(2) 心理検査件数

	新版K式発達 検査 2020	乳幼児精神発達検査 KIDS	WISC-IV (V)	合計
令和4年度	269	7	30	306
令和5年度	287	9	23	319
令和6年度	327	4	23	354

(3) リハビリテーション件数

	理学療法 (PT)	作業療法 (OT)	言語聴覚療法 (ST)	自閉症児 自立支援	合計
令和4年度	2,076	2,506	948	738	6,268
令和5年度	2,011	2,152	1,040	552	5,755
令和6年度	2,021	2,717	1,383	702	6,823

(4) 相談処理件数

	件数
令和4年度	1,226
令和5年度	1,004
令和6年度	1,486

(5) 訪問支援

療法士による訪問支援(保育所等訪問支援を含む)

	理学療法士 (PT)	作業療法士 (OT)	言語聴覚士 (ST)	合計
令和4年度	2	0	0	2
令和5年度	1	0	0	1
令和6年度	3	0	0	3

(6)新規患者の状況(令和6年度)

①年齢構成

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳以上	合計
人数	10	18	53	39	36	17	3	2	0	0	0	178

②居住区

	東灘区	灘区	合計
人数	106	72	178

③性別

	男	女	合計
人数	130	48	178

④主たる病名

診断名	人数
知的障害	8
自閉スペクトラム障害	103
注意欠如・多動症	1
言語聴覚障害	40
脳性麻痺	1
後遺症	3
染色体・遺伝子異常	7
運動発達遅滞・運動調節障害	4
神経・筋疾患	1
中枢神経疾患	1
その他	9
合 計	178

2. ひまわり学園

(1)在籍児童(児童発達支援センター利用契約児童)の状況(令和7年3月1日現在)

①クラス編成

	知的・発達障害児クラス			肢体不自由児クラス	
	きりん	うさぎ	ぞう	りす	ぱんだ
0 歳児	—	—	—	—	—
1 歳児	—	—	—	4	—
2 歳児	—	—	—	5	—
3 歳児	3	1	—	—	2
4 歳児	2	7	1	—	3
5 歳児	6	3	10	—	2
合計	11	11	11	9	7
	33			16	
	49				

②居住区

クラス別	東灘区	灘区	その他	合計
知的・発達	16	17	0	33
肢体	8	8	0	16
合計	24	25	0	49

③性別

クラス別	男	女	合計
知的・発達	27	6	33
肢体	9	7	16
合計	36	13	49

④障害者手帳の取得状況

(i)療育手帳

クラス別	A	B1	B2	なし	合計
知的・発達	9	9	10	5	33
肢体	14	0	0	2	16
合計	23	9	10	7	49

(ii)身体障害者手帳

クラス別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	なし	合計
知的・発達	2	0	1	0	0	0	30	33
肢体	11	2	2	0	0	0	1	16
合計	13	2	3	0	0	0	31	49

⑤生活状況

(i)食事

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	2	18	13	33
肢体	10	5	1	16
合計	12	23	14	49

(ii)着脱

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	3	17	13	33
肢体	13	2	1	16
合計	16	19	14	49

(iii)排泄

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	3	14	16	33
肢体	15	1	0	16
合計	18	15	16	49

⑥発達段階

(i)発語

クラス別	発声なし	喃語	単語	二語文	会話	合計
知的・発達	0	12	2	7	12	33
肢体	9	3	3	0	1	16
合計	9	15	5	7	13	49

(ii)移動

クラス別	移動不可	腹ばい	四つばい	伝い歩き	杖・歩行器 使用	独歩可	合計
知的・発達	0	0	0	0	1	32	33

肢体	6	1	2	2	2	3	16
合計	6	1	2	2	3	35	49

⑦医療的ケアの要否 ※実施ケア延べ人数

クラス別	なし	人工呼吸器	経管栄養		たん吸引	酸素投与	導尿	血糖測定 インスリン注射
			胃ろう	鼻注				
知的・発達	32	0	1	0	0	0	0	0
肢体	7	1	5	2	5	0	0	0
合計	39	1	6	2	5	0	0	0

(2)卒園児童の進路(令和6年度)

クラス別	就学(5 歳児)			その他			合計
	特別支援 学校	小学校		幼稚園	保育所	その他	
		特別支援学級	普通学級				
知的・発達	9	7	2	1	0	1	20
肢体	1	1	0	0	0	0	2
合計	10	8	2	1	0	1	22

(3)主な行事の実施状況(令和6年度)

年 月 日		内 容
令和6年	4月4日	はじまりの会
	5月25日	保護者勉強会
	6月13日	遠足(肢体)
	7月下旬～8月下旬	公開療育 ※10～11月、2月～3月にも実施
	10月19日	運動会
	10月29日	遠足(知的・発達)
	12月19日～25日	クリスマスウィーク(肢体)
	12月25日	クリスマス会
令和7年	3月25日	卒園式

(4)保育所等訪問支援の実施状況(令和6年度)

クラス別	在園児		卒園児		その他		合計	
	契約人数	実施回数	契約人数	実施回数	契約人数	実施回数	契約人数	実施回数
知的・発達	0	0	4	15	1	2	5	17
肢体	2	7	0	0	0	0	2	7
合計	2	7	4	15	1	2	7	24

3. 地域における障害児支援の中核的役割(令和6年度)

神戸市地域障害児支援体制強化事業の取り組み

① 障害児通所支援事業所等への支援

研修会(地域の障害児通所支援事業所等向け)

日程	場所	対象および参加数	内容
6月27日	総合福祉センター	療育センター職員、民間児童発達支援事業所・放課後等デイサービス、相談支援事業所職員 30名程度	特別支援学校における進路指導と就労に向けた支援(療育センター児童発達支援職員連絡会全体研修)
1月10日	ひまわり学園	児童発達支援事業所 2名	就学支援について
1月14日	ひまわり学園	児童発達支援事業所・放課後等デイサービス、相談支援事業所、社会福祉協議会職員 15名	視覚支援について
7月～3月 計 32回	ひまわり学園	児童発達支援事業所・放課後等デイサービス・相談支援事業所・保育所・こども園・幼稚園職員 期間合計 120名程度	公開療育

勉強会・情報交換会(地域の障害児通所支援事業所等向け)

日程	場所	対象および参加数	内容
7月18日	本山南小学校	通級教室、幼稚園、こども家庭センター、こべっこ専門チーム 30名程度	見学・情報交換会
11月6日	近畿肢体不自由連絡施設長連絡会	近畿圏の療育施設 30名程度	情報交換会

ケース検討会(地域の障害児通所支援事業所等向け)

日程	場所	対象および参加数	内容
1月16日	公立保育所 (東灘区)	公立保育所(東灘区)	事例検討

②その他(地域の障害児支援の質の向上に係る取組み)

日程	場所	対象および参加数	内容
5月、6月 9月、10月、 2月 計5回	東灘区役所	障害児通所支援事業所 各回20～30名程度	東灘区自立支援協議会 こども部会
6月 計1回	東部在宅障害者 福祉センター	障害児通所支援事業所 30名程度	灘区自立支援協議会 こども部会
9月25日 2月5日	灘さくら 支援学校	10名程度	評議委員会
9月27日 2月20日	青陽灘支援高等 学校	10名程度	評議委員会

4. 障害児相談支援事業

障害児支援利用計画件数

	本計画作成	モニタリング
令和4年度	0	0
令和5年度	1	0
令和6年度	0	0

5. 障害児等療育支援事業

親子教室の実施状況(令和6年度)

	月	火	水	木	金	合計
実施回数	21	41	17	7	42	128
参加児童数	5(40)	6(125)	2(25)	3(12)	6(141)	19(343)

6. 実習生・ボランティアの受入れ(令和6年度)

(1)実習生の受入れ状況

部門	学校・団体名	実習内容	期間	日数	人数
ひまわり学園	神戸市職員 (保育士)	すこやか保育研修 (通園施設実習)	5月13日～14日	2日間	3人
			5月20日～21日	2日間	3人
	神戸親和大学	保育実習	8月19日～31日	10日間	1人
	神戸親和大学	保育実習	10月7日～18日	10日間	2人
	関西国際大学	保育実習	9月9日～24日	10日間	1人
		保育実習	9月17日～10月1日	10日間	1人
	甲子園短期大学	保育実習	2月10日～25日	10日間	1人

(2)ボランティアの支援(受入)状況

部門	活動内容	活動日・期間	人数
ひまわり学園	クリスマス会 サンタクロース	12月25日	1人

[3] 西部療育センター

1. 診療所

(1) 診察件数

	小児科		小児整形外科	
	初診	再診	初診	再診
令和4年度	265	9,512	0	285
令和5年度	166	8,998	1	265
令和6年度	175	7,967	1	277

(2) 心理検査件数

	新版K式発達 検査 2020	乳幼児精神発達検査 KIDS	WISC-IV	その他	合計
令和4年度	365	54	33	1	453
令和5年度	358	37	20	4	419
令和6年度	327	32	19	8	386

(3) リハビリテーション件数

	理学療法 (PT)	作業療法 (OT)	言語聴覚療法 (ST)	自閉症児 自立支援	合計
令和4年度	2,239	3,972	1,908	633	8,752
令和5年度	2,349	3,793	1,881	481	8,504
令和6年度	2,344	3,463	1,622	451	7,880

(4) 相談処理件数

	件数
令和4年度	1,321
令和5年度	886
令和6年度	1,134

(5) 訪問支援

療士による訪問支援(保育所等訪問支援を含む)

	理学療法士 (PT)	作業療法士 (OT)	言語聴覚士 (ST)	合計
令和4年度	2	0	0	2
令和5年度	10	1	3	14
令和6年度	17	3	7	27

(6)新規患者の状況(令和 6 年度)

①年齢構成

	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳 以上	合計
人数	14	28	38	34	22	15	5	2	0	0	0	158

②居住区

	垂水区	西区	合計
人数	84	74	158

③性別

	男	女	合計
人数	116	42	158

④主たる病名

診断名	人数
知的障害	33
自閉スペクトラム障害	51
注意欠如・多動症	11
言語聴覚障害	36
脳性麻痺	2
後遺症	0
染色体・遺伝子異常	4
運動発達遅滞・運動調節障害	15
神経・筋疾患	1
中枢神経疾患	0
その他	5
合 計	158

2. のばら学園

(1)在籍児童(児童発達支援センター利用契約児童)の状況(令和 7 年 3 月 1 日現在)

①クラス編成

	知的・発達障害児クラス						肢体不自由児 クラス	
	すみれ	ちゅうりつぷ	さくら	こすもす	たんぽぽ	なのはな	すずらん	つくし
0 歳児	—	—	—	—	—	—	—	0
1 歳児	—	—	—	—	—	—	—	3
2 歳児	—	—	—	—	—	—	—	3
3 歳児	2	4	0	2	5	3	2	—
4 歳児	3	5	0	3	2	4	2	—
5 歳児	6	2	0	2	4	4	4	—
合計	11	11	0	7	11	11	8	6
	51						14	
	65							

②居住区

クラス別	垂水区	西区	その他	合計
知的・発達	21	30	0	51
肢体	10	4	0	14
合計	31	34	0	65

③性別

クラス別	男	女	合計
知的・発達	35	16	51
肢体	6	8	14
合計	41	24	65

④障害者手帳の取得状況

(i)療育手帳

クラス別	A	B1	B2	なし	合計
知的・発達	7	14	21	9	51
肢体	5	1	0	8	14
合計	12	15	21	17	65

(ii)身体障害者手帳

クラス別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	なし	合計
知的・発達	0	0	0	1	0	0	50	51
肢体	8	1	0	0	0	0	5	14
合計	8	1	0	1	0	0	55	65

⑤生活状況

(i)食事

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	7	27	17	51
肢体	13	1	0	14
合計	20	28	17	65

(ii)着脱

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	8	23	20	51
肢体	13	1	0	14
合計	21	24	20	65

(iii)排泄

クラス別	全介助	一部介助	自立	合計
知的・発達	8	21	22	51
肢体	14	0	0	14
合計	22	21	22	65

⑥発達段階

(i)発語

クラス別	発声なし	喃語	単語	二語文	会話	合計
知的・発達	2	7	12	12	12	51
肢体	1	12	1	1	0	14
合計	3	19	13	13	12	65

(ii)移動

クラス別	移動不可	腹ばい	四つばい	伝い歩き	杖・歩行器 使用	独歩可	合計
知的・発達	0	0	0	0	0	51	51
肢体	5	0	1	0	4	4	14
合計	5	0	1	0	4	55	65

⑦医療的ケアの要否 ※実施ケア延べ人数

クラス別	なし	人工呼吸器	経管栄養		たん吸引	酸素投与	導尿	血糖測定 インスリン注射
			胃ろう	鼻注				
知的・発達	50	0	0	0	1	0	0	0
肢体	13	0	0	1	0	0	0	0
合計	63	0	0	1	1	0	0	0

(2)卒園児童の進路(令和 6 年度)

クラス別	就学(5 歳児)			その他			合計
	特別支援 学校	小学校		幼稚園	保育所	その他	
		特別支援学級	普通学級				
知的・発達	13	5	0	2	1	0	21
肢体	3	1	0	0	0	2	6
合計	16	6	0	2	1	2	27

(3)主な行事の実施状況(令和 6 年度) ※()内は対象となるクラス(記載がないものは共通)

年 月 日	内 容
令和 6 年	
4 月 4 日	はじまりの会(知的・発達)
4 月 4 日～10 日	はじまりの週(肢体)
4 月 15 日～7 月 31 日	家庭訪問
5 月、2、3 月	親子であそぼう(知的・発達)各クラス
9 月 5 日、19 日	あゆみ懇談(知的・発達)
10 月 4 日	遠足「しあわせの村」(雨天中止)
10 月 27 日、11 月 10 日、24 日	のぼりカーニバル 各クラスで実施
11 月～3 月	進路連絡会
12 月 19 日	交通安全教室
12 月 24 日	クリスマス会
12 月 19 日～12 月 25 日	クリスマスウィーク(肢体)
令和 7 年	
2 月 5 日、19 日	あゆみ懇談(知的・発達)
3 月 10 日	お別れ会(肢体)
3 月 19 日	卒園式
毎月	誕生会、避難訓練

(4)保育所等訪問支援の実施状況(令和 6 年度)

クラス別	在園児		卒園児		合計	
	契約人数	実施回数	契約人数	実施回数	契約人数	実施回数
知的・発達	0	0	0	0	0	0
肢体	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0

3. 地域における障害児支援の中核的役割(令和 6 年度)

神戸市地域障害児支援体制強化事業の取り組み

① 障害児通所支援事業所等への支援

研修会(地域の障害児通所支援事業所向け)

日程	場所	対象および参加数	内容
6 月 27 日	のばら学園	障害児通所支援事業所職員ほか 28 名	保育施設における感染症対策研修
6 月 27 日	総合福祉 センター	障害児通所支援事業所職員ほか 100 名程度	療育センター児童発達支援職員 連絡会全体研修
10 月 1 日 午前、午後 計 2 回	のばら学園	障害児通所支援事業所職員ほか 各回 40 名程度	虐待防止および 身体拘束適正化研修
12 月 19 日	オンライン開催	障害児通所支援事業所職員ほか 100 名程度	療育センター児童発達支援職員 連絡会全体研修
1 月 20 日	のばら学園	障害児通所支援事業所職員ほか 12 名	思春期について
7 月～11 月 計 12 回	のばら学園	障害児通所支援事業所等 関係機関職員 91 名	公開療育

勉強会・情報交換会(地域の障害児通所支援事業所等向け)

日程	場所	対象および参加数	内容
5 月 計 4 回	のばら学園	障害児通所支援事業所職員 6 名	体験実習
7 月～12 月 計 3 回	のばら学園	障害児通所支援事業所職員ほか 56 名	交流会
1 月 17 日	のばら学園	障害児通所支援事業所職員ほか 8 名	就学までの流れについて

ケース検討会(地域の障害児通所支援事業所等向け)

日程	場所	対象および参加数	内容
6 月～7 月 計 2 回	のばら学園	のばら学園、障害児通所支援事業 所、支援学校職員 13 名	障害児通所支援事業所利用、支援 学校在学中の児童のケース検討会
11 月 12 日	障害児通所支援 事業所	のばら学園、障害児通所支援事業 所、保育園職員 6 名	障害児通所支援事業所利用、保育 園在籍中の児童のケース検討会

障害児通所支援事業所等への訪問支援

日程	場所	対象および参加数	内容
8 月～2 月 計 4 回	私立保育園 (西区)	のばら学園、保育園職員 各回 5 名程度	訪問支援

10 月～2 月 計 4 回	市立幼稚園 (西区)	のぼら学園、幼稚園職員 各回 5 名程度	訪問支援
-------------------	---------------	-------------------------	------

② 地域住民への支援等

インクルージョン推進等を目的としたイベント等の実施

日程	場所	対象および参加数	内容
7 月 13 日	レバンテ垂水	のぼら学園、障害児通所支援事業 所職員、市民 100 名程度	垂水区内事業所紹介フェア
10 月 24 日	のぼら学園	市内小学校 2 年生 4 名 および付き添い保護者 1 名	生活科「もっとしりたいたんけんたい」 学習受け入れ
6 月～3 月 計 7 回	私立認定 こども園 (垂水区) のぼら学園	私立認定こども園(垂水区)の園児と 職員 各回 7 程度	交流
第 1・3(木) 第 2・4(水) 計 31 回	のぼら学園	ボランティア 登録人数 20 名	児童発達支援センターの周知
10 月 2 日	垂水区役所	のぼら学園	たるみ生き活き保健福祉フェア

障害が疑われるこども等に関する保護者向け相談会・交流会等

日程	場所	対象および参加数	内容
6 月～3 月 計 10 回	児童館 (垂水区)	児童館、のぼら学園職員、市民 各回 10～30 名程度	相談会
9 月～2 月 計 6 回	児童館 (西区)	児童館、のぼら学園職員、市民 各回 10～30 名程度	相談会
5 月～2 月 計 9 回	児童館 (垂水区)	市民 各回 1～5 名程度	J カフェでの相談支援
10 月 9 日	児童館 (西区)	児童館、のぼら学園職員、市民 5 名	地域住民向け個別相談

③ その他(地域の障害児支援の質の向上に係る取組み)

日程	場所	対象および参加数	内容
4 月～3 月 計 6 回	垂水区役所	障害児通所支援事業所ほか 各回 20 名程度	垂水区自立支援協議会専門委員会
4 月～3 月 計 6 回	垂水区役所	障害児通所支援事業所ほか 各回 30 名程度	垂水区自立支援協議会こども部会
9 月～1 月 計 3 回	福祉のまちづ くり研究所	障害児通所支援事業所ほか 各回 30 名程度	西区自立支援協議会 児童ネットワーク会議
8 月、10 月 計 2 回	のぼら学園	公立保育所(垂水区・西区) 各回 30 名程度	事例検討会

6 月～3 月 計 14 回	のぼら学園	障害児通所支援事業所職員、児童 各回 3 名～10 名程度	障害児通所支援事業所交流
5 月 計 2 回	のぼら学園	公立保育所職員 各回 1～3 名	すこやか保育実習受け入れ
10 月～11 月 計 3 回	私立保育園 (垂水区・西 区)、私立認 定こども園 (垂水区)	私立保育園(垂水区・西区)、 私立認定こども園(垂水区) 各回 5～10 名程度	すこやか保育巡回指導同行
11 月 19 日	垂水区役所	垂水区役所職員ほか 計 30 名程度	垂水区子育て支援ネットワーク会議

4. 障害児相談支援事業

障害児支援利用計画件数

	本計画作成	モニタリング
令和 4 年度	8	11
令和 5 年度	4	5
令和 6 年度	2	3

5. 障害児等療育支援事業

親子教室の実施状況(令和 6 年度)

	月	火	水	木	金	合計
実施回数	0	40	40	41	41	162
参加児童数	0	6(105)	7(116)	4(61)	5(133)	22(415)

6. 実習生・ボランティアの受入れ(令和 6 年度)

(1)実習生の受入れ状況

部門	学校・団体名	実習内容	期間	日数	人数
のぼら学園	神戸市職員 (保育士)	施設実習	5 月 15 日、16 日	2 日間	3 人
			5 月 22 日、23 日	2 日間	1 人
	福祉局	社会福祉士実習	8 月 27 日	1 日間	4 人

	神戸海星女子学院 大学	保育実習	9 月 2 日～13 日	10 日間	2 人
	神戸親和大学	保育実習	9 月 30 日～10 月 11 日	10 日間	2 人
			11 月 15 日～28 日 (14 日は休み)	10 日間	2 人
	垂水中学校	トライやるウィーク	11 月 11 日～15 日	5 日間	2 人

(2)ボランティアの支援(受入)状況

部門	活動内容	活動日・期間	人数
のばら学園	設定保育、散歩等	第 2・4(水) 第 1・3(木)	登録数 15 人

Ⅲ. 参 考 資 料

[1]神戸市療育センター条例

○神戸市療育センター条例

平成 27 年 3 月 31 日

条例第 43 号

神戸市総合療育センター条例(平成 11 年 1 月条例第 34 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 精神又は身体に障害のある児童及びその疑いのある児童(以下「児童」という。)又はその保護者に対し、相談、指導、検査及び医療の提供並びに療育訓練を行うことにより、障害の早期発見及びその軽減を図り、児童の福祉の向上を図るため、神戸市療育センター(以下「療育センター」という。)を設置する。

(設置)

第 2 条 療育センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
神戸市東部療育センター	神戸市東灘区本山南町 8 丁目 3 番 4 号
神戸市総合療育センター	神戸市長田区丸山町 2 丁目 3 番 50 号
神戸市西部療育センター	神戸市垂水区高丸 8 丁目 11 番 14 号

(事業)

第 3 条 療育センターにおいては、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童に係る相談に関すること。
- (2) 児童の医学的検査及び判定並びに心理学的判定に関すること。
- (3) 児童の機能回復訓練に関すること。
- (4) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業に関すること。
- (5) 法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 5 条第 16 項に規定する特定相談支援事業に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第 1 条の目的を達成するため市長が必要であると認める事業

(施設)

第 4 条 神戸市東部療育センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所(以下「診療所」という。)
- (2) 法第 43 条に規定する児童発達支援センターである神戸市立ひまわり学園
- (3) 駐車場

2 神戸市総合療育センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 診療所
- (2) 法第 43 条に規定する児童発達支援センターである神戸市立まるやま学園

- (3) 法第 43 条に規定する児童発達支援センターである神戸市立あけぼの学園
 - (4) 体育室
 - (5) 駐車場
 - (6) ホールその他の便益施設
- 3 神戸市西部療育センターに次に掲げる施設を置く。
- (1) 診療所
 - (2) 法第 43 条に規定する児童発達支援センターである神戸市立のぼら学園
 - (3) 駐車場

(療育センターを利用することができる者)

- 第 5 条 療育センター(神戸市立ひまわり学園, 神戸市立まるやま学園, 神戸市立あけぼの学園及び神戸市立のぼら学園(以下「児童発達支援センター」という。)を除く。)を利用することができる者は, 次に掲げる者とする。
- (1) 本市の区域内に居住する児童
 - (2) 前号に掲げる児童の保護者その他市長が利用を認めた者
- 2 児童発達支援センターを利用することができる者は, 法第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する通所給付決定に係る障害児及び法第 21 条の 6 の規定に基づき行うやむを得ない事由による措置(障害児通所支援に係るものに限る。)に係る障害児とする。

(使用料又は手数料)

- 第 6 条 診療所において, 診療, 検査又は機能回復訓練(以下この条において「診療等」という。)を受けようとする者は, 別表の左欄に掲げる種別に応じ同表の右欄に掲げる額の使用料又は手数料を市長が指定する日までに納付しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず, 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)その他の法令の規定に基づき診療等を受ける者に係る使用料又は手数料については, 当該法令の定めるところによる。
- 3 前 2 項の場合において, 当該使用料又は手数料の額に 10 円未満の端数があるときは, その端数金額を切り捨てるものとする。
- 4 児童発達支援センターを利用する者は, 次に定める額の使用料を市長が指定する日までに納付しなければならない。
- (1) 法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する当該指定通所支援に要した費用に相当する額(同項の規定による障害児通所給付費その他市の給付費の支給がある場合にあっては, それらの支給額を控除した額)
 - (2) 法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する通所特定費用のうち市長が必要があると認めるものの額

(使用料等の減免)

- 第 7 条 市長は, 規則で定める特別の理由があるときは, 規則で定めるところにより, 前条に規定する使用料又は手数料を減額し, 又は免除することができる。

(利用の制限等)

- 第 8 条 市長は, 次の各号のいずれかに該当する者に対しては, 療育センターへの入館を拒絶し, 療育センターの利用を制限し, 又は療育センターからの退館を命ずることができる。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者
- (4) 施設又はその附属施設(以下「施設等」という。)を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (5) 療育センターの管理上支障がある行為を行い、又は行うおそれがある者

(損害の賠償等)

第 9 条 療育センター内において、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(施行細目の委任)

第 10 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この条例の施行前にした改正前の神戸市総合療育センター条例の規定による処分、手続その他の行為は、改正後の神戸市療育センター条例(以下「新条例」という。)の適用については、新条例の相当規定によってしたものとみなす。

(準備行為)

第 3 条 市長は、この条例の施行の日前においても、この条例に規定する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日条例第 54 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日条例第 34 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 6 条関係)

種別	額
診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号)別表第 1 医科診療報酬点数表に掲げる診療行為の使用料又は手数料	診療報酬の算定方法別表第 1 医科診療報酬点数表により算定した額
診断書又は証明書の交付に係る手数料	1 通につき 1,500 円の範囲内において規則で定める額
その他の使用料又は手数料	市長がその都度定める額

[2]神戸市療育センター条例施行規則

○神戸市療育センター条例施行規則

平成 27 年 3 月 31 日

規則第 62 号

神戸市総合療育センター条例施行規則(平成 11 年 3 月規則第 84 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神戸市療育センター条例(平成 27 年 3 月条例第 43 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(診療所の診療科目)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号、同条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項第 1 号に規定する診療所の診療科目は、次に掲げるもの(条例第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号に掲げる診療所にあつては、第 1 号及び第 2 号に掲げるものに限る。)とする。

- (1) 小児科
- (2) 整形外科
- (3) 耳鼻咽喉科
- (4) 精神科

(児童発達支援センターの定員)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項に規定する児童発達支援センター(以下「児童発達支援センター」という。)の定員は、次の表のとおりとする。

名称	定員
神戸市立ひまわり学園	42 人
神戸市立まるやま学園	92 人
神戸市立あけぼの学園	40 人
神戸市立のぼら学園	72 人

(給食の実施)

第 4 条 市長は、児童発達支援センターに通園している児童に対し、給食を実施するものとする。

(手数料)

第 5 条 条例別表に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる診断書又は証明書の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特殊診断書 1,500 円
- (2) 死亡診断書 1,000 円
- (3) 普通診断書 500 円
- (4) 証明書 300 円

(使用料等の減免)

第 6 条 条例第 7 条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、使用料又は手数料を減額し、又は免除する。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けているとき。 免除(手数料に限る。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。 市長がその都度定める額の減額又は免除

2 条例第 7 条の規定により使用料又は手数料の減額又は免除を受けようとする者は、様式による使用料・手数料減免申請書に市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(使用時間)

第 7 条 神戸市療育センター(以下この条において「センター」という。)の使用時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。

2 市長は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の使用時間を変更することができる。

(休館日)

第 8 条 神戸市療育センター(条例第 4 条第 2 項第 4 号に掲げる施設を除く。以下この条において「センター」という。)の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める日

2 市長は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項(第 4 号を除く。)の規定にかかわらず、これらの日に開館することができる。

(施行細目の委任)

第 9 条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日規則第 59 号)

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式(第 6 条関係)

様式(第6条関係)

使用料・手数料減免申請書

年 月 日

神戸市長 様

住 所 _____

申請者

氏 名 _____ ㊟

使用料 減額
次のとおり 手数料 を 免除 くださるよう申請します。

使用料又は手数料の別	使用料又は手数料の額	備 考
	円	

減額又は免除を受けようとする理由

神戸市療育センター
令和 7年度 事業概要(令和 6 年度実績報告)

令和 7 年 10 月発行
神戸市こども家庭局家庭支援課

電話 078-322-6846

FAX 078-322-6119

所在地 〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号



こどもっと
K O B E